資料4

第3期
松山市子ども･子育て支援事業計画について
～地域子ども･子育て支援事業の提供区域(案)～

令和６年７月２２日

地域子ども・子育て支援事業の提供区域(案)について

▼地域子ども・子育て支援事業の提供区域

「地域子ども・子育て支援事業」の"量の見込み"算出範囲となる提供区域を設定する。

＜基本的な考え方＞

令和6年度第1回松山市子ども・子育て会議で設定した、9つの教育・保育提供区域を基本とするが、利用実態に応じて事業ごとに設定する。

＜各事業の実績＞

第2期松山市子ども・子育て支援計画の実施状況(第5章)を参照

https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/kosodate/boshi/14505120210924092242.html

＜事務局(案)＞

事業名	第3期計画 設定区域	設定理由	(参考) 第2期計画 設定区域	所管部会
利用者支援事業	**市内全域 (市内1区域)**	教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、並びに妊娠・出産期から子育て期に渡るまでの様々なニーズに対する情報については、市内全体の情報を集約・発信する必要があり、一定の区域内のみの利用だけでなく、区域を超えた、広域的な利用もあるため。	市内全域 (市内1区域)	教育・保育
時間外保育事業 (延長保育事業)	**教育・保育 提供区域 (9区域)**	通常保育を延長した保育であるため。	教育・保育 提供区域 (9区域)	教育・保育
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	**教育・保育 提供区域 (9区域)**	近年、市内でも区域によって、ニーズ量が異なっており、各区域の状況に応じた提供体制を確保するため	市内全域 (市内1区域)	地域子育て

地域子ども・子育て支援事業の提供区域（案）について

事業名	第3期計画 設定区域	設定理由	（参考） 第2期計画 設定区域	所管部会
子育て短期支援事業	**市内全域 （市内1区域）**	提供区域を越えての広域的利用が想定されるため。	市内全域 （市内1区域）	地域子育て
乳児家庭全戸訪問事業	**市内全域 （市内1区域）**	松山市に住民票がある、生後4か月未満の乳児がいる、すべての家庭が対象であるため。	市内全域 （市内1区域）	地域子育て
養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	**市内全域 （市内1区域）**	松山市内全域のこどもを対象とするため。	市内全域 （市内1区域）	地域子育て
地域子育て支援拠点事業	**市内全域 （市内1区域）**	提供区域を越えての広域的利用が想定されるため。	市内全域 （市内1区域）	地域子育て
一時預かり事業	**教育・保育 提供区域 （9区域）**	認定こども園、幼稚園、保育所で事業を実施していることに加え、保育を必要とする世帯の利用を想定しているため。	教育・保育 提供区域 （9区域）	教育・保育
病児保育事業	**市内全域 （市内1区域）**	提供区域を越えての広域的利用が想定されるため。	市内全域 （市内1区域）	地域子育て
子育て援助活動支援事業 （ファミリーサポートセンター事業）	**市内全域 （市内1区域）**	提供区域を越えての広域的利用が想定されるため。	市内全域 （市内1区域）	地域子育て
妊婦に対して健康診査を実施する事業	**市内全域 （市内1区域）**	提供区域を越えての広域的利用が想定されるため。	市内全域 （市内1区域）	地域子育て
実費徴収に係る補足給付を行う事業	**市内全域 （市内1区域）**	事業を必要とする利用者に対し、すべての区域に等しく給付を行うため。	市内全域 （市内1区域）	教育・保育

地域子ども・子育て支援事業の提供区域（案）について

事業名	第3期計画設定区域	設定理由	（参考）第2期計画設定区域	所管部会
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	**市内全域（市内1区域）**	新規参入事業者への巡回対象は、市内全域であり、特別な配慮が必要な子どもを受け入れる認定こども園への支援は、すべての区域に等しく支援するため。	市内全域（市内1区域）	教育・保育
～令和4年6月に成立した改正児童福祉法に伴い、新たに地域子ども・子育て支援事業に追加された事業～				
子育て世帯訪問支援事業	**市内全域（市内1区域）**	松山市内全域のこどもを対象とするため。		地域子育て
児童育成支援拠点事業	**市内全域（市内1区域）**	松山市内全域のこどもを対象とするため。		地域子育て
親子関係形成支援事業	**市内全域（市内1区域）**	松山市内全域のこどもを対象とするため。		地域子育て

※令和6年3月11日付『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版ver.1）』に記載されている事業について設定を行う。
今後、同考え方の改定が行われ、対象事業が追加された際には、追加事業の提供区域について、検討する。

地域子ども・子育て支援事業の提供区域（案）について

～参考～

令和4年6月に成立した改正児童福祉法に伴い、新たに地域子ども・子育て支援事業に追加された事業

事業名	事業概要
子育て世帯訪問支援事業	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に、訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。 （例）調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言など
児童育成支援拠点事業	養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う。 （例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整など
親子関係形成支援事業	要支援児童、要保護児童及びその保護者等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う。 （例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング）など

※本市での具体的な実施内容等については、現在検討中

地域子ども・子育て支援事業の提供区域（案）について

～参考～

第3期松山市子ども・子育て支援事業計画の教育・保育提供区域
（令和6年度第1回松山市子ども・子育て会議にて承認済）

区域名	地区							
①中心部	番町	八坂	東雲	素鵞	雄郡	新玉	味酒	清水
②北東部	湯山	日浦	五明	伊台	道後			
③東部	久米	小野	桑原					
④南部	石井	浮穴	荏原	坂本				
⑤西部	余土	垣生	生石	味生				
⑥北西部	宮前	三津浜	高浜	由良	泊			
⑦北部	和気	潮見	堀江	久枝				
⑧北条	浅海	立岩	難波	正岡	北条	河野	粟井	
⑨中島	睦野	東中島	西中島	神和				